

大治町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、大治町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5及び法第115条の45の6の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（更新）申請書（様式第1号）により行うものとする。

(指定事業者の指定)

第3条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、指定の適否を審査し、指定することを決定したときは当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 施行規則第140条の63の7の規定による指定の有効期間は、6年とする。

(指定の拒否)

第4条 前条第1項に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、大治町介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他の市町村における地域支援事業の円滑かつ適正な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、当該事業者の指定を行わないことができる。

(変更の届出等)

第5条 指定事業者は、指定の申請事項に変更があったときは、10日以内に介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（様式第2号）により、町長に届け出るものとする。

2 指定事業者は、指定に係る事業を廃止、休止又は再開しようとするときは、その1月前までに、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（様式第3号）により、町長に届け出るものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第6条 町長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この条

において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他町長が適当と認める事項
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前においても、この要綱の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。